1. 要介護認定について

(ア)要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間について

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な
			認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3か月~12か月
区分変更申請			3か月~12か月
更新申請	前回要支援→今回要支援	· 12 か月 ·	3か月~48か月
	前回要支援→今回要介護		3か月~36か月
	前回要介護→今回要支援		3か月~36か月
	前回要介護→今回要介護		3か月~48か月

[※] 状態不安定による要介護1の場合は、6か月以下の期間に設定することが適当

(イ)新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取扱いについて 令和6年3月31日までに有効期間満了分をもって取扱いを終了しています。

(ウ) 医療保険者番号等の要介護認定申請書等への記入について

介護保険法施行規則の改正により、令和4年4月1日申請分より第1号被保険者、2号被保険者ともに記入が必要となりました。社会保険加入者は町で把握が難しいため、忘れずにご記入ください。

なお、2号被保険者については、引き続き医療被保険者証の写しを添付してください。1 号被保険者については申請書への記入のみとし、添付不要です。

(エ)介護認定審査会簡素化の導入について

要介護認定を受ける高齢者が増大していることから、介護員認定審査会委員および事務 局の負担軽減を図りつつ、適正かつ公平な審査を速やかに実施するため、介護認定審査会の 簡素化導入しています。(令和5年8月から)

(オ) その他

① 「要介護認定情報等の情報提供交付申請書」について

要介護認定情報等の情報提供交付申請書(裏面)

			認定日	発行日
	被保険者番号	123000	①	
1	氏 名	那須 花子	R6.6.21	
	住 所	寺子丙〇〇〇-〇〇		
	被保険者番号	456000	2	
2	氏 名	茶臼 太郎		
	住 所	湯本〇〇〇-〇〇	R6.7.1区変	
	被保険者番号	789000	3	
3	氏 名	八溝 一	R6. 6. 13	R6.6.13
	住 所	伊王野〇〇〇-〇〇		

- ① いつの認定分を交付申請するのかを明確にするためご記入ください。分からない場合は、窓口にてその旨お伝えください。
- ② 認定結果が出る前に、事前に提出する場合は、申請日と申請区分をえんぴつ書きし、窓口にて「事前申請であること」をお伝えください。なお、審査の結果、認定状態と事業者区分が異なる場合は、その時点で申請を破棄(または返却)いたしますのでご了承ください。 ③ (包括支援センターが)事後申請として提出する分は発行日(認定日と同日)を記入してください。

② 認定の進捗状況等について

- ・ 査会での審査対象者は、当該審査会の資料作成をもって確定となります。審査の進捗状 況は下表「審査対象者確定日」の午前11時を目安に更新されます。
- ・ 審査会終了後、確認作業を要します。認定結果の確認(電話照会等)は審査会開催日の 午後4時を目安に回答可能です。認定情報資料は開催日翌日(第3合議体は翌週月曜日) 以降交付可能です。
- ・ 電話による問合せについては、個人情報保護の観点から一度切電し、「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」の提出の有無等を確認後、折り返す対応としていますのでご理解ください。